

かけはし

2020
6.1
No.753

くらしの
情報紙

広報ほんべつ ● 発行 本別町 ● 編集 企画振興課広報電算担当
● 代表 0156-22-2141 ● 課直通 22-8121 ● FAX 22-3237
※本別町の電話・FAX番号の市外局番は、すべて0156です
● ホームページ <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>

65歳以上の人を対象 高齢者実態調査にご協力をお願いします

町では、町内にお住まいで令和2年4月1日現在満65歳以上の人を対象に、次の調査を行います。皆様のご協力をお願いします。

▶調査の内容および目的

①第8期銀河福祉タウン計画策定のための調査
計画の各種福祉サービスを総合的に展開するため、町内にお住まいの高齢者の生活状況を把握します ※計画期間は令和3～5年度

②避難行動要支援者実態調査

災害時に自力での避難が困難な人へ、的確な支援を行うため策定している「避難行動要支援者

個別支援計画」の資料となります
▶調査時期 6月上旬～6月末日
▶配布と回収方法
調査票は郵送にて配布し、6月末日までに各地区担当の民生委員が自宅へ訪問し回収します

個人情報の共有・保護について

②避難行動要支援者実態調査で記入いただいた情報は、災害時の情報伝達や避難支援、安心生活のための福祉活動に利用します。これ以外の用途に利用したり、他に情報を漏らすことはありません。調査の趣旨をご理解いただき、情報提供について同意をお願いします。

▶問い合わせ 総合ケアセンター高齢者福祉担当
☎ 22-8520

町国保病院からのお知らせ

6月1日～15日の診療予定

☎ 22-2025

ホームページ (<http://www.honbetsu-kokuho-hp.jp/>)

受付・診療時間	午前	受付 7:30～11:30 診療 8:45～12:00 (医師の診療は9:00～)						午後	受付 11:45～16:30 (◎16:00まで) 診療 13:30～17:15					夜間	受付 17:00～18:30 診療 17:15～19:00			
		1	2	3	4	5	6		7	8	9	10	11		12	13	14	15
診療科	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
内科	午前	武田	草野	草野	武田	武田			武田	草野	草野	武田	奥			武田		
	午後	草野	武田	武田	草野	-			草野	武田	武田	奥	草野◎			草野		
外科	午前	一条	山下	-	山下	一条			一条	山下	-	山下	一条			一条		
	午後	-	一条	山下	一条	山下◎	休	休	-	-	山下	一条	山下◎	休	休	-		
耳鼻咽喉科	午前	郡山	郡山	-	郡山	郡山	診	診	郡山	郡山	-	郡山	郡山	診	診	郡山		
	午後	-	-	郡山	-	-			-	-	郡山	-	-			-		
夜間外来	夜間	-	-	草野	-	-			-	-	武田	-	-			-		

※夜間外来は常勤医1名が毎週交代で診察を行います

眼科 要予約	午後	受付 11:45～16:00 診療 13:30～17:15	4日(木)・12日(金)	整形外科	受付 7:30～11:30 診療 9:30～12:00	3日(水)・10日(水)	
小児科	午前	受付 7:30～11:30 診療 8:45～12:00	11日(木)	脳神経外科	次回は6月17日(水)午後予定 <small>初診以外(2回目以降)は要予約</small>		
受付終了時間までにお越しください	午後	受付 11:45～15:30 診療 13:30～16:00		皮膚科 要予約	受付 11:45～15:30 診療 13:30～16:00	9日(火)	
熱外来	午前	診療 11:00～12:00 (受付は11:30まで)	新型コロナウイルスやインフルエンザ等の感染拡大防止のため、必ずマスクを着用してください	泌尿器科	受付 11:45～16:30 診療 13:30～17:15	5日(金)	
受診前に電話連絡をしてから、ご案内の時間にご来院ください	午後	診療 16:00～17:00 (受付は16:30まで)		ものわすれ外来 要予約	お問い合わせください		
	夜間	診療 21:00～22:00					

※皮膚科外来は予約時間までにお越しください。

■都合により診療予定が変更になる場合がありますのでご了承ください。最新の情報は当院ホームページをご覧ください。電話でお問い合わせください。
■6月11日午後と6月12日午前の内科外来は奥知久医師へ変更となります。診療日は変更になる場合もあります。

「児童手当」現況届の提出をお願いします

児童手当の受給には、受給資格確認のため毎年6月に現況届の提出が必要です。受給の対象となる人には6月上旬に必要な書類を送付しますので、期限までに必ず提出をお願いします。提出されない場合、6月分以降の手当の支給が差し止めになりますのでご注意ください。なお、支給対象に該当する人で、書類が届かない場合はご連絡ください。提出期限・支給内容等は次の通りです。

▶提出期限 6月30日(火)

▶支給対象者

中学校修了前までの児童を養育している人

▶支給額

子の年齢等	支給額(1人当たり月額)
0歳～3歳未満	一律15,000円
3歳～小学生	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	一律10,000円

※養育者の所得が所得制限限度額を超える場合は、上記支給額に関わらず、特例給付として1人当たり月額一律5,000円の支給となります

※3歳～小学生までの支給額は、養育している児童のうち、18歳到達後最初の3月31日までの児童を年齢順に数え、第1子・第2子、第3子以降を決定します

▶支給予定日

支給予定日	支給月分
令和2年6月10日	令和2年2月～5月分
令和2年10月9日	令和2年6月～9月分
令和3年2月10日	令和2年10月～ 令和3年1月分

児童手当の申請は出生や転入した日の翌日から15日以内をお願いします

児童手当は、申請した月の翌月分から支給となります。ただし、出生や転入した日(異動日)が月末の場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、手当を受けられない場合がありますので、ご注意ください。

申請が必要となるのは、次の場合です。

1. 初めてお子さんが生まれたとき
 2. 第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき
 3. 本別町に転入したときまたは他の市区町村に転出するとき
 4. 公務員になったとき、公務員でなくなったとき
- ※公務員は所属事業所から児童手当が支給されるため、4に該当する場合は、本別町と勤務先の双方に申請してください

▶提出・申請および問い合わせ

子ども未来課 ☎ 22-8130

公営住宅に入居している皆さんへ 家賃算定用の収入申告書を提出してください

公営住宅に入居している人は、令和3年度の家賃を算定するため、収入申告書の提出が必要です。

この申告は、世帯全員分の平成31年(令和元年)中の所得状況等を報告いただき、世帯の所得に応じた家賃を決定するためのものです。

公営住宅に入居している人には6月上旬に収入申告書を送付しますので、必要事項を記載の上、期限までに必ず提出してください。提出されない場合と最高額の家賃がかかる場合があります。

なお、書類が届かないなど不明な点がありましたら、次までお問い合わせください。

■提出期限 7月6日(月)

■提出書類

①収入申告書

②平成31年(令和元年)分の所得を証明する書類(源泉徴収票・所得証明書など)

※年金を受給している人の源泉徴収票は、1月頃にハガキで送付されています

③障がい等をお持ちの人が同居している場合は、身体障がい者手帳の写し

④同居者異動届(出生・転居等により同居者に異動があった場合)

▶その他

・令和2年に入居した人で、入居時に平成31年(令和元年)分の所得を証明する書類を提出している人は②を提出する必要はありません

・証明書類はコピーで構いません

・提出の際には印鑑をお持ちください

▶提出および問い合わせ

建設水道課1階窓口 ☎ 22-8122

防火管理講習会のお知らせ

防火管理の資格に関する講習が次の通り実施されます。

▶講習種類

甲種防火管理新規講習

▶と き

7月29日(水)・30日(木)

いずれも午前9時30分～午後4時

▶と ころ とかち広域消防局 音更消防署

▶申込期間 6月1日(月)～6月30日(火)

▶そ の 他

受講費用や申し込み方法等、詳しくはとかち広域消防事務組合のホームページをご覧ください

▶申し込みおよび問い合わせ

とかち広域消防局予防課予防指導係

☎ 0155-26-9124

本別消防署予防課 ☎ 22-2007

新型コロナウイルス感染症の影響により、国民年金保険料の納付が困難となった場合の免除制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合について、失業・廃業・休止の届出を行っている人または失業等に至らない場合も収入が一定程度下がった人は、ご本人からの申請に基づき、国民年金保険料免除が可能となりました。

▶免除対象

令和2年2月分から6月分まで

※令和2年7月分以降は、改めて申請が必要です

▶申請書類

①国民年金保険料免除・納付猶予申請書

※「②特例認定区分」欄の「3.その他」に○をし、「臨時特例」と記入してください

②所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））

▶申請方法

- ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書および所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードができます
- ・申請書の提出先は、住民課戸籍年金担当または年金事務所です

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出をぜひご利用ください

※所得要件など詳細は、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください
ねんきん加入者ダイヤル

☎ 0570-003-004

帯広年金事務所

☎ 0155-25-8113

▶問い合わせ

住民課戸籍年金担当 ☎ 22-8128

狂犬病の予防注射延期のお知らせ

町では、例年6月に実施している狂犬病予防集合注射について、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期することとしました。本来、4月1日～6月30日までの期間に接種しなければなりません。今年7月以降に接種することも可能とする方向で厚生労働省により検討が進められておりますので、慌てずに対応していただきますようお願いいたします。延期後の日程などについては、改めてお知らせします。

※町外の動物病院等で接種された場合は、別に狂犬病予防注射済票の交付手続きが必要となります。動物病院発行の「狂犬病予防注射済証」と交付手数料550円をお持ちになり、次までお越しください

▶問い合わせ 住民課環境生活担当

☎ 22-8128

令和2年度小・中学校用教科書展示会を開催します

町教育委員会では、町内の小・中学校の児童生徒が来年度に使用する教科書の見本を展示します。この機会に、ぜひご覧ください。

▶と き

6月12日（金）～6月25日（木）

月曜日：午前8時30分～午後5時15分

火～日曜日：午前8時30分～午後10時

▶ところ 中央公民館ロビー

▶問い合わせ 教育委員会管理課学校教育担当

☎ 22-2331

あなたの住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過しました。古くなった住宅用火災警報器は、電子部品の寿命や電池切れ等で火災を感知しなくなることがあります。この目安が10年です。10年を経過した住宅用火災警報器は、本体の交換を行ってください。

「いざ」という時に住宅用火災警報器がきちんと作動するよう、次の2つのことに注意して適正な維持管理をお願いします。

①定期的なお手入れをしましょう

住宅用火災警報器にほこりがつくとう火災を感知しにくくなります。定期的にお掃除をしましょう。

②動作確認をしましょう

動作確認は、点検ひもを引っ張るか、点検ボタンを押すことによって簡単に実施できます。住宅用火災警報器の電池切れや、配線の接触不良等の故障があると正常に作動しない可能性があります。そのため、定期的に動作確認をしましょう。また、本町でも住宅用火災警報器の作動により大きな火災に至らずに済んだ事例が報告されています。火災から尊い命や財産を守る為にも、まだ設置がお済みでない人は早急に設置しましょう。

▶問い合わせ 本別消防署予防課

☎ 22-2007

エゾシカ食害防止対策事業のお知らせ

町では、本別・勇足・仙美里地区市街地でのエゾシカによる庭木や家庭菜園の食害を減少させるため、防護ネットやボールの購入費用の一部を助成します。助成額や要件など詳しいことについては、次までお問い合わせください。

※農地については別の助成事業がありますのでご相談ください

▶問い合わせ 農林課林務・耕地整備担当

☎ 22-8126

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給について

本別町国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われたことにより、勤務することができず、給与等の全部または一部を受けることができなくなった場合、傷病手当金を支給します。

■対象者

以下のすべてに該当する人

- ①本別町国民健康保険、または後期高齢者医療保険に加入しており、給与等の支払いを受けていること
- ②新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染が疑われたことにより、療養のため勤務することができず、連続する3日間を含み4日以上休んでいること
- ③休んだ期間に対して、給与等の全部または一部を受けることができないこと

■支給対象日数

感染または感染疑いを理由に勤務することができなくなった日から連続して3日間休んだ後、4日目以降の出勤予定日に休んだ日数

■支給額

1日当たりの支給額×支給対象日数

$$1日当たりの支給額 = \frac{\text{直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times 2 \div 3$$

※1日当たりの支給額には上限があります

※給与等の全部または一部を受け取ることが出来る場合は、支給額が調整されたり、支給されない場合があります

■適用期間

令和2年1月1日～9月30日までの間で、療養のため勤務することができない期間

※ただし、入院が継続する場合等は最長1年6カ月まで

■申請方法

申請には、加入者用・事業主用・受診した医療機関（医療機関を受診した場合に限る）の申請書が必要となります。必ず事前に電話でご相談ください

■問い合わせ

住民課国民健康保険担当 ☎ 22-8128

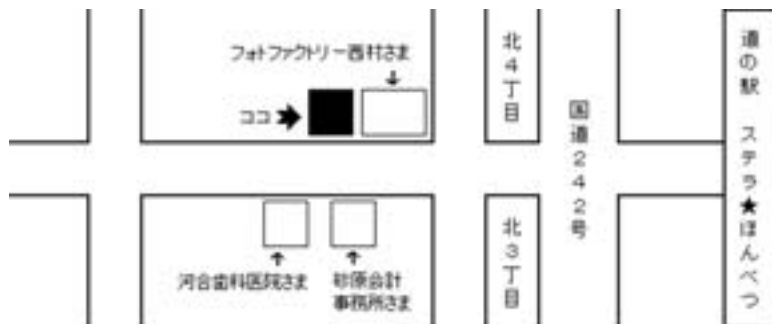
本別地区更生保護サポートセンターが開設されました

本別地区保護司会では、6月1日に本別地区更生保護サポートセンターを次の場所に開設しました。更生保護サポートセンターとは、保護司の地域における更生保護活動の拠点であり、地域住民からの相談や保護観察者との面接、情報提供の場としても活用されます。

■場 所 本別町北4丁目3番地9 1階向かって右側

■電 話 30-4440

■開所日 月・水・金曜日（祝日および年末年始を除く） 午前10時～午後4時まで





新着図書案内

【おとなむけ】

合唱 岬洋介の帰還 中山七里
 迷宮の月 安部龍太郎
 駆け入りの寺 澤田瞳子
 逃亡者 中村文則
 暗鬼夜行 月村了衛
 恋愛未満 篠田節子
 猫を棄てる 村上春樹
 あなたは、大丈夫 瀬戸内寂聴
 さだの辞書 さだまさし
 図解わかる税金 芥川靖彦
 サイエンススイーツ 太田さちか
 素敵に彩る小さな庭づくり E&Gアカデミー
 やきものの教科書 陶工房編集部
 新型コロナウイルス 木村良一

【こどもむけ】

かみさまのベビーシッター 廣嶋玲子
 小学生の究極の自学ノート図鑑 森川正樹
 せんとてん(絵本) ヴェロニク コーシー
 しかしか(絵本) 岡本よしろう
 虫ガール(絵本) ソフィア スペンサー
 ひとはなくもの(絵本) みやのすみれ

募集します

募 = 募集のお知らせです

募 土木技師（正職員）

- ▶ 募集人員 若干名
- ▶ 応募資格
昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、高等学校を卒業し、普通自動車免許および土木技術の知識を有する人で、採用後、本町に居住できる人
- ▶ 採用月日 令和2年8月1日
- ▶ 給与 高卒初任給 月額150,600円以上
- ※町給与条例による。前歴加算あり
- ▶ 勤務時間 平日午前8時30分～午後5時15分
- ▶ 応募方法
6月30日（火）までに、自筆の履歴書（写真付）1通を提出してください
- ▶ 選考方法
基礎能力試験、性格検査および面接試験（日程は後日、本人に通知）
- ▶ 応募および問い合わせ
総務課庶務担当 ☎ 22-2141

募 会計年度任用職員（一般事務補助）

- ▶ 募集人員 若干名
- ▶ 応募資格
高等学校卒業程度の学力を有し、本町に居住する人
- ▶ 雇用期間 7月1日～令和3年3月31日
- ▶ 報酬 月額136,025円
- ▶ 勤務時間 平日午前8時30分～午後4時30分（休憩1時間）
- ▶ 応募方法
6月15日（月）までに、自筆の履歴書（写真付）1通を提出してください
- ▶ 選考方法
性格検査および面接試験（日程は後日、本人に通知）
- ▶ 応募および問い合わせ
総務課庶務担当 ☎ 22-2141

募 公営住宅の入居者

- ☆各住宅、応募前に室内を見学できます。事前にご連絡ください
- ☆単身入居も可能です
- ☆応募方法や選考方法等詳しくは、建設水道課管理担当へお問い合わせください
☎ 22-8122
- 受付期間 6月1日（月）～9日（火）

北6丁目団地（3階建て 1棟9戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H3	A棟2-2号 (2階)	3LDK	21,400~31,900 (42,100)	完備	レンタル
H3	B棟3-3号 (3階)	3LDK	21,400~31,900 (42,100)	完備	レンタル

錦町団地（2階建て 1棟6戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H10	B棟2-1号 (2階)	3LDK	23,000~34,200 (45,200)	完備	レンタル

仙美里朝陽の里団地（平屋建て 1棟2戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H15	3棟1号	2LDK	17,200~25,700 (33,800)	完備	レンタル

栄町団地（1階建て 1棟4戸）

建設年度	棟番号	間取り	家賃(円)	浴室	給湯
H23	6棟3号	1LDK	16,700~24,900 (32,900)	完備	レンタル

※北6丁目団地、錦町団地、朝陽の里団地の給湯レンタルおよび灯油、ガスの契約は指定業者となります
 ※栄町団地はオール電化住宅で、暖房、給湯、調理台すべてレンタル機器を使用

6月暮らしのカレンダー

日・曜	役場・文化・スポーツ等の行事	
1月	・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
2火		
3水	・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
4木	・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター ・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館	
5金	・高齢者生きがいクラブ陶芸 10:00～ 老人福祉センター ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
6土	役場は休みです (ごみ収集もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析(土曜日のみ)と急患は受け付けます。	
7日		
8月	・保育所開放日 9:00～11:15 勇足保育所 ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
9火	・高齢者生きがいクラブ民謡 10:00～ 老人福祉センター	
10水	・運転免許更新時講習〔一般〕10:00～〔優良〕11:30～ 中央公民館 ※事前に本別警察署窓口で更新の手続きをお願いします ・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～ ・きらめき講座 19:00～ 中央公民館	
11木	・銀河サロン 9:30～11:30 アースホール ・太極拳講座〔昼の部〕10:00～〔夜の部〕19:00～ 中央公民館	
12金	・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	
13土	役場は休みです (ごみ収集もお休みです) 急用は日直者が受け付けます。国保病院は、人工透析(土曜日のみ)と急患は受け付けます。	
14日		
15月	・老人福祉センター入浴日〔女性〕12:45～〔男性〕14:45～	

図書館からのお知らせ

ぶっくるカフェは新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、6月17日(水)より様子を見ながら営業を再開します。

▶問い合わせ 図書館
☎ 22-5112

各行事の予定について

カレンダーに記載の行事については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、変更になる場合があります。詳細は、町ホームページをご覧ください。各担当へお問い合わせください。

議会からのお知らせ

6月の議長との対話室

開設日 6月中の平日

時間 午前) 10時～正午
午後) 1時30分～4時
※上記以外の曜日・時間帯でも、希望があれば相談に応じます

申し込みおよび問い合わせ
議会事務局 ☎ 22-8123

教育相談フリーダイヤル

☎0120-627867

町教育委員会では、教育相談員を配置し心の悩みなどの相談に24時間対応しています